令和　　年　　月　　日

	施設番号

（宛先）高松市長

保護者（申請者）住所

氏名

連絡先（　　）

高松市施設等利用給付認定申請書兼現況届

次のとおり、施設等利用給付認定　を受けたいので、子ども・子育て支援法第第３０条の５第１項の規定により申請します。
について、子ども・子育て支援法第３０条の７の規定により現況を届けます。

施設等利用給付認定等に必要な市区町村民税の情報（同一世帯者及び同居者を含む。）及び世帯情報について確認されることに同意します。

	ふりがな 氏　名	性別	続柄	生年月日	個人番号
子どもの氏名等				平成・令和　　年　　月　　日 第　　子	
	認定希望年月日	小学校就学前子どもの区分			
	令和　　年　　月　　日	□第１号　認定希望日時点で満３歳以上であり、保育を必要とする事由に該当しない。 □第２号　認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過しており、保育を必要とする事由に該当する。 □第３号　認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあり、保育を必要とする事由に該当し、かつ、市区町村民税非課税世帯である。		

現住所 □申請者と同じ	〒
令和６年1月1日の住所 □現住所と同じ	〒
令和７年1月1日の住所 □現住所と同じ	〒
連絡先（電話番号）	自宅　（　　） 携帯電話（父）　（　　）　携帯電話（母）　（　　） 勤務先（父）　（　　）　勤務先（母）　（　　）

世帯の状況について（保護者（父母及び同居者等）について記載してください。）

ふりがな 氏　名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	個人番号　※施設を通じて提出する場合は、記入しないでください。
	父	年　月　日		
	母	年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

利用している又は利用を予定している施設又は事業について（該当するものを全て記載してください。）

施設又は事業の名称	施設又は事業の種類	利用開始（予定）年月日
	□認定こども園　□幼稚園　□特別支援学校幼稚部 □認可外保育施設　□預かり保育事業　□一時預かり事業 □病児保育事業　□子育て援助活動支援事業	令和　　年　　月　　日から
	□認定こども園　□幼稚園　□特別支援学校幼稚部 □認可外保育施設　□預かり保育事業　□一時預かり事業 □病児保育事業　□子育て援助活動支援事業	令和　　年　　月　　日から
	□認定こども園　□幼稚園　□特別支援学校幼稚部 □認可外保育施設　□預かり保育事業　□一時預かり事業 □病児保育事業　□子育て援助活動支援事業	令和　　年　　月　　日から

備考　１　「認定こども園」は、国立又は公立大学法人立のものに限ります。
　　２　「幼稚園」は、特定教育・保育施設であるものを除きます。
　　３　「認可外保育施設」は、企業主導型保育事業であるものを除きます。
　　４　「預かり保育事業」は、在園児を対象としたものに限ります。

職員記入欄　□　世帯　□　ひ　□　生
□　R6税（配控　　）□　R7税（配控　　）
□　就労／妊出／疾障／介看／求職・（　　）　月末
□　副免：階層／多子／対象外　　□　ＭＮ
□　認定　／　□　／　連絡

○保育を必要とする事由等　※「小学校就学前子どもの区分」が第２号又は第３号の場合に記入してください。

続柄	保育を必要とする事由
父	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☐就労　☐妊娠・出産　☐疾病・障がい　☐同居親族等の介護・看護　☐災害復旧 ☐求職活動　☐就学　☐虐待・ＤＶ ☐育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐その他（　　）
母	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☐就労　☐妊娠・出産　☐疾病・障がい　☐同居親族等の介護・看護　☐災害復旧 ☐求職活動　☐就学　☐虐待・ＤＶ ☐育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐その他（　　）

○「小学校就学前子どもの区分」が第２号又は第３号の場合に必要な添付書類…保護者（父及び母）該当者１人につき１枚

保育を必要とする事由	添付書類	有効期間
①　就労	・就労証明書 ※　自営業（＊１）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※　内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付	小学校就学前まで ※月に６４時間以上の勤務が必要です。
②　妊娠・出産	・妊娠・出産申立書 （母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）	出産予定日が属する月の２か月前（多胎妊娠の場合は４か月前）から、出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③　疾病・障がい	・傷病・障がい等申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）	小学校就学前まで
④　介護・看護	・介護・看護申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）	小学校就学前まで ※月に６４時間以上の介護・看護が必要です。
⑤　災害復旧	・り災証明書等	小学校就学前まで
⑥　求職活動	・求職活動申立書	施設等利用給付認定日から その日の属する月の翌々月の末日まで（３か月）
⑦　就学	・就学・技能習得等申立書 （在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで ※月に６４時間以上の就学時間が必要です。
⑧　虐待・ＤＶ	・公的機関が発行する、事実を証明できる書類	小学校就学前まで
⑨　育児休業取得時に既に認可外保育施設を利用している	・就労証明書	既に認可外保育施設を利用している子どもについて、当該育児休業に係る子どもが満１歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る児童が満１歳に達する日が属する年度の初日の前日に、施設等利用認定に係る子どもが５歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（＊２）となります。）

＊１　子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業を含む。）をいいます。
＊２　育児休業を取得している期間（育児休業の期間の末日の属する月の末日）を限度とします。

○市区町村民税所得課税証明書
…マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合もあります。
○ひとり親家庭等の場合に必要な添付書類
…ひとり親家庭等医療証若しくは児童扶養手当証書の写し、離婚日が記載されている戸籍謄本若しくは抄本（写しでも可）又は事件係属証明書の写し
○生活保護を受給している場合に必要な添付書類…生活保護受給者証の写し
○施設等利用給付認定申請の結果通知について（お知らせ）

子ども・子育て支援法第30条の5第5項において、施設等利用給付認定申請に対する処分は、申請日から30日以内に行うこと、また、日時を要する場合は、申請日から30日以内に処理見込み期間、理由等を通知することとなっております。
ただし、4月認定の場合、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、結果は、2月中旬から3月上旬までに通知する予定です。また、年度途中の認定の場合も、認定希望日頃に通知を行う予定です。あらかじめ御了承ください。

・・・